

平成19年11月19日  
瑞浪市学園都市推進室

## 第7回瑞浪超深地層研究所安全確認委員会 議事録概要

日 時:平成19年10月11日(木) 13:30~14:15

場 所:瑞浪市産業振興センター 3F 大ホール「瑞雲の間」

出席者:水野光二委員長(瑞浪市長)

高田幸三副委員長(岐阜県環境生活部長)

竹内正俊副委員長(土岐市副市長)

青木治三委員(名古屋大学名誉教授)

加納一夫委員(戸狩区)

奥村重蔵委員(月吉区)

安藤勝征委員(山野内区)

小木曾孝行委員(瑞浪市連合区長会長)

宮地富子委員(瑞浪市食生活改善推進協議会会長)

河合哲心委員(土岐市連合自治会連絡協議会会長)

永井稔委員(河合区長)

成重隆志委員(瑞浪市議会議長)

柴田正廣委員(土岐市議会まちづくり特別委員会委員長)

曾根修委員(土岐市企画部長)

勝康弘委員(瑞浪市企画部長)

浜崎浩之東濃振興局振興課長(石黒雄教委員の代理出席)

佐分利和代委員(土岐市連合婦人会会長)は欠席

オブザーバー:渡邊厚夫(経済産業省資源エネルギー庁 放射性廃棄物等対策室長)

報道関係者:中日新聞、岐阜新聞、読売新聞

傍聴者:5名

その他出席者:岐阜県地球環境課(2名)

土岐市研究学園都市推進室(2名)

原子力機構東濃地科学センター(大澤所長、坂巻副所長、他1名)

事務局:瑞浪市学園都市推進室(南室長、梅村総括主査)

## 委員会議事内容

### 1. 水野委員長(開会)挨拶

- ・今年7月に市長に着任し、高嶋前市長を引き継いでいる。研究所に対する姿勢も、前市長の考えを引き継いでいる。

平成7年12月28日に「東濃地科学センターにおける地層科学研究に係る協定書」を原子力機構と締結しており、その協定の中に「関係自治体は、第1項に規定する事項を確認するために、事業団に対して報告を求め、又は、研究所への立入調査を行うことができる」という条文があり、この条文に基づいて瑞浪超深地層研究所安全確認委員会を設置している。

これまで掘削土に含まれるウランの取扱いに関する件、湧水中のふっ素、ほう素に関する件、掘削土に含まれるふっ素の溶出に関する件があり、ご心配をおかけした。

周辺住民に安心していただけるよう、この委員会で機構の業務をしっかりと確認していきたい。

### 2. 原子力機構東濃地科学センターの事業について

東濃地科学センター大澤所長より、別添資料「超深地層研究所の現状」に基づき、研究所の概要、掘削の状況、これまでの研究例、安全・環境管理と排水、掘削土等に関する測定結果の説明が行われた。説明にあたり、冒頭、研究に対する理解、協力、研究所開所5周年を迎えることが出来たことに対してお礼が伝えられた。

### ○質疑応答

加納委員：資料の排水等の水質測定結果について、「管理目標値」という記載がある。普段われわれが耳にするのは「基準値」であるが、「目標値」と「基準値」はどのように違うのか。「目標値」は目標であり、超えても良いのか。

大澤所長：まず、基準には排水基準と環境基準があり、排水基準におけるふっ素は8mg/L、ほう素は10mg/Lである。環境基準は排水基準の1/10である。

排水水については、水質汚濁防止法上では排水基準が適用されるが、放流先河川で環境基準を超えてしまうため、平成17年11月14日に岐阜県および瑞浪市と締結した「瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書」において排水基準よりも厳しい環境基準の値で管理することとなっており、「管理目標値」としている。目標値だから超えてもよい、とは考えておらず、目標値を超える事態になった場合は排水を停止して措置を講じることにしている。

加納委員 : 目標値は、基準値と同じと考えてよいか。

大澤所長 : 基準値と同様に、超えてはいけない値と考えている。

永井委員 : 掘削土の測定結果における資料について、溶出量が環境基準を超えた掘削土の対処として廃棄物処分場へ搬出したとある。この廃棄物処分場とは何処なのか。

大澤所長 : 外部の処分場に搬出し、処理を行った。

永井委員 : 何処の処分場か。

坂巻副所長:掘削土の処理が可能な愛知県の業者に搬出し、適正に処理している。

注)

永井委員 : 一般の土木工事などでは廃棄物の排出者が処理、処分を管理しているはずである。

坂巻副所長: 廃棄物を処理する場合はマニフェストが必要であり、マニフェストによって処理、処分を管理している。

柴田委員 : 排出水は湧水に含まれるふっ素、ほう素の濃度を低減しているとのことだが、どのように処理しているのか。

大澤所長 : 湧水に含まれるふっ素、ほう素は、環境基準と同じ値である管理目標値まで低減して排出している。処理方法としては、ふっ素については薬剤を投入して吸着して除去している。

加納委員 : 先ほどのマニフェストについて、どのように誰が確認しているのか。

坂巻副所長: 廃棄物については運搬業者、処理業者、処分業者が各々マニフェストによって確認しており、確認後排出者に書類が戻ってくるので、排出者も処理の状況が確認できる。掘削土については掘削工事によるものであり、工事施工会社がマニフェストを管理している。

### 3. その他

とくに無し

### 4. 渡邊室長挨拶

今年7月に着任し、吉野前室長を引き継いでいる。

瑞浪市をはじめとする地域の方々には日頃から超深地層研究所計画を始めとする原子力機構の事業に対してご理解、ご協力いただいていることに感謝する。

今回初めてこのような場に参加したが、地元の方々によって研究所の業務につ

いて確認いただくなど、双方のコミュニケーションがなされる良い機会となっており、非常に有意義な場であると感じた。

処分事業に関する国の検討として、高知県東洋町の経緯を踏まえ、9月に処分事業の強化策中間とりまとめ(案)を審議会において取りまとめた。その内容として、広報の拡充、国のより積極的な関わり、地域振興のあり方、研究開発の重要性、国・電力業界と原環機構の連携等、5項目を重要な柱としている。

この瑞浪超深地層研究所における研究は重要であり、関係者もその成果に期待しており、今後とも瑞浪市を始めとして市民の皆様の引き続きのご理解・ご支援を賜りたい。

#### 5. 水野委員長(閉会)挨拶

この委員会において、研究所の業務を確認していきたい。また、機構は積極的な情報公開をお願いしたい。

なお、本日の委員会の資料は公開資料ということであり、この資料を多くの方に見ていただいて確認していただきたい。

これにて第7回安全確認委員会を終了する。

以上

注)については、この委員会の後、事務局が原子力機構に確認し、株式会社ダイセキ環境ソリューション(本社:名古屋市港区)の名古屋リサイクルセンター(愛知県東海市)において処理を行っているとの報告を受けました。